

	【第1部】
事務局	
1	本日の委員会は、10時開始を予定しております。なお、本日の委員会は、約2時間を予定しております。この後、9時53分ごろより開会前ではございますが、連絡事項をご案内いたします。 また、会場内の換気を適時行いますのでよろしくお願いします。
2	事務局の辰川でございます。 傍聴の皆様にご案内いたします。 議事の進行を円滑に行うため開会前ではございますが、ご案内を先に申し上げます。
3	第4回本委員会につきましては、桐生市のホームページ上でもお知らせいたしましたが、第1部公開、第2部非公開となります。
4	報道関係者の方につきましては、委員長より写真撮影等の許可がでるまでお待ちください。
5	第1部終了時、委員の皆様へ、ご質問等がある報道関係者の方につきましては、質疑応答の時間を設けます。 時間につきましては、15分程度を予定しております。
6	傍聴の皆様におかれましては、傍聴のみとなっております。 発言は認めておりません。
7	また、チラシ等の配布も認めておりませんのでご了承をお願いいたします。
8	すべての傍聴の皆様におかれましては、会議中の電子機器・パソコン等のご使用はできませんので、ご協力をお願いいたします。

事務局	
9	また、公開方法といたしまして傍聴要領が定められておりますので、事前にご確認をお願いいたします。
10	また委員の皆様は、本職をお持ちの中、委員をお引き受けいただいております。 勤務先等へ個別の連絡等は、お控えくださいますようお願いいたします。 それでは開会までもうしばらくお待ちください。
11	午前 10 時定刻になりました。
12	事務局の中村でございます。
13	議事の進行に入る前に、前回第 3 回の第三者委員会で吉野委員長よりご報告をいただきました、事案 1 に関して利害関係の立場にあるのではないかという申し出について、青木総務部長より説明がございます。
総務部長	
14	第 3 回の第三者委員会での、吉野委員長からの報告を受け、協議をさせていただきましたので、ご説明申し上げます。
15	吉野委員長と、事案 1 の受給者との関わりですが、事案 1 の受給者と母親との親子関係の中で、母親が高齢で自分一人では対応できないため、母親に代わり受給者への対応をしました。
16	しかし、その当時、受給者の生活保護費の内容については承知しておらず、今回の生活保護の分割支給について、何も影響を与えていないことが明白でありますので、これからも委員長として、公平中立な立場で検証をお願いしたいと考えております。以上です。
事務局	
17	では、委員を代表いたしまして、小竹副委員長お願いできますでしょうか。

小竹副委員長 18	副委員長の小竹でございます。 第三者委員会の組織は、不公平な判断や偏った意思決定が行われないように4名の委員で構成されています。できる限り公開という形式をとらせていただいております。委員長から自己申告がありましたが、残りの3名の委員で検討したところ、今後も委員長として継続していただくことに問題はないという結論に至りました。
19	これから先、もしかすると可能性としてですが、同様な事案がでることもあるかもしれませんが、そのような時は、まずは皆様にご報告をして、事務局や我々の中で客観的に判断をし、進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。
事務局 20	ありがとうございます。それでは、吉野委員長お願いいたします。
吉野委員長 21	委員長の吉野ですが、私としましては今回のような事案がありましたら、皆様にお知らせいたしますとともに、原因の究明あるいは将来の再発の防止と、私たちの委員会の目的に即してですね、こういう関係する事項につきましては、皆様と意見交換をしながら、私たち自身の委員会としての対応をしてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。
22	それでは、改めまして「第4回桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会」を始めたいと思います。皆様本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。
23	はじめに、私に関することにつきましてご迷惑をおかけすることがございましたが、先ほどのご報告のとおり引き続き現職を務めさせていただきます。
24	始めに、これまでの審議の経過などについて、若干お話しをさせていただきたいと思います。このあと、私の報告と事務局からの連絡事項の間ですけれども、報道関係者の皆様には写真撮影の許可をいたしますので、お願いしたいと思います。

吉野委員長	
25	まず、前回の委員会でもお話しいたしましたが、群馬県からの特別監査というものがあまして、それに関する報告というものを皆様にお渡しできたと思います。この中で、資料を読んだだけではなかなかわかりにくいところもありまして、私たち第三者委員会として群馬県の担当部局の方と直接お会いして、事情をお聞きしたいというような話をしたと思います。
26	こちらについては、実際に 7 月 30 日になりますけれども、群馬県の地域福祉課の担当の方々とお話しさせていただきまして、意見交換をさせていただきました。本日は資料としてお渡ししておりませんが、当日の内容につきまして資料化できるところは資料として準備をして、私たち第三者委員会としての根拠になる資料の一つというように位置付けたいと思っております。
27	また、この後でございますが、本日配布しております資料がありますので、こちらについてまず、事務局からご説明していただきたいと思ます。
事務局	
28	では、委員の皆様にお配りした配布資料についてご案内いたします。まず、始めに次第・出席者名簿・座席表がございます。
29	次に前回、第 1 回、第 2 回及び第 3 回第三者委員会で要請のございました資料について、資料番号・資料一覧表に沿ってご案内いたします。
30	こちらにつきましては、傍聴の皆様にも配布している資料になります。お手元がない場合は、後方に控えております事務局係員にお知らせください。

事務局	
31	では、第 1 部配布の資料をご案内いたします。 ・資料番号 8-50 開始決定通知について ・資料番号 9-3-6 改 介護境界層（H30～R5） ・資料番号 9-3-7 改 施設入所による廃止（H30～R5） ・資料番号 9-3-8 境界層措置適用における代筆された扶養届の経緯
32	・資料番号 10-1-3-1 桐生市福祉事務所ケース診断会議 ・資料番号 10-1-3-2 生活保護行政を適正に運営するための手引について ・資料番号 10-1-3-3 生活保護法施行事務監査の実施について
33	・資料番号 11-1-2 改 分割支給実施者の預り金状況（R3～R5） ・資料番号 11-1-4 窓口支給における受領簿上の受領日について ・資料番号 11-1-5 桐生市財務規則 ・資料番号 13-1 不適正な生活保護業務に対する内部調査報告書 ・資料番号 13-2 桐生市生活保護業務の適正化に関するヒアリング（退職者）
34	資料の一部は、事前に委員の皆様にお渡しさせていただいたものと同じでございます。
35	なお、「保護率が県平均を上回っている状況から急減している理由」については、内部調査の報告の際にご説明いたします。
36	お手元の資料に不備等がございましたらお知らせいただきたいと思います。 皆様のお手元にありますでしょうか。
委員一同	
37	（＝ 一同 ＝）はい、あります。
事務局	
38	それでは、本日の委員会に出席された委員の皆様につきましては、お手元出席者名簿を配付してございますので、ご確認いただきたいと思います。

事務局	
39	続きまして本日、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置条例第 6 条第 2 項によりまして、委員総数の半数以上の出席をもって成立するとしておりますが、本日は現時点で 4 名中 4 名の方が、ご出席でございます。本委員会は成立してございます。
40	また、公開方法としまして傍聴要領が定められておりますのでご協力をお願いいたします。
41	只今より会議終了まで報道関係者の方も、撮影・録音はできませんのでよろしくお願いいたします。
42	また、本日の議事録は閉会後に準備が整い次第、桐生市のホームページでご確認いただけます。
43	最後になりますが、提出資料等の検証が終わりましたら、内部調査チームの報告のお時間をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
44	内部調査の報告は、在職者に関しては、高橋内部調査チームサブリーダーより、退職者に関しては雨澤人材育成課長より報告いたします。 事務局からの連絡は以上でございます。
吉野委員長	
45	はい、ありがとうございました。 そうしましたら、報道関係者の皆さん、この場限りとさせていただきます、議事に入りたいと思います。
46	まず、今日の議事でございますけれども、先ほど事務局よりお話がございましたが、今回につきましては、第 1 部については公開とさせていただきます。
47	第 2 部を用意しておりまして、こちらにつきましては誠に申し訳ございませんが、非公開とさせていただきたいと思っております。

吉野委員長	
48	理由としましては、個人情報の取扱いにかかる部分がございます、第三者委員会としてそのことに触れずに質疑をすることが難しいということがございますので、ご理解をいただきたいと思います。
49	また、先ほど事務局より説明がございましたが、内部調査の報告に関して今回は、在職者の調査報告について、きちんとお願いしたいと考えております。退職者に関する調査報告については、こちらはあくまでも任意でお願いしましたが、皆さんご協力をいただいたということは聞いております。こちらの内容につきましては、次回になりますけれども取り上げさせていただく予定ですのでよろしくお願いいたします。
50	それでは、提出いただいた資料を中心にお話しを進めたいと思っておりますのでお願いいたします。
51	まず、今日提出いただいた資料になりますけれども、3 事案との絡まりで順序がいろいろになりますけれども資料の確認をしたいと思います。
52	まず、最初に出ている 8-50 開始決定に関する法文等があります。これはこういう解釈があるということはそのとおりなのですが、前回 3 事案のうちの事例の 3 ですかね、事例の 3 に限らないのかもしれませんが、保護開始決定が出た旨の書面通知、これが事案によってタイミングがバラバラということがありまして、それについて何か基準というか運用の指針になるようなものはないかというお話をしたと思いますが、この回答がこちらの資料ということになりますか。
福祉課長	
53	そのとおりでございます。
吉野委員長	
54	法律の規程、あるいは、生活保護の解釈等によって大事な基本書だと思いますけど、ここは決定云々が処分にあたるということが書かれているのですが、決定の通知は処分ではないというのがそのとおりでして、こういう基準があるとしてですね、前回ご指摘をしましたけれども、保護開始決定が出た、あるいは、保護の変更決定が出たといった場合の通知方法について、今後どうしていこうとか、対応について決まったことはありますか。

福祉課長 55	福祉課長の小山です。今後の対応というか現在行っている対応としまして、基本的に保護の決定通知については、速やかにお渡しするというところで、基本的には 14 日と出ているというところを、それを目途にさせていただいております。
56	ただ、前回もお話しさせていただいたとおり、14 日は非常にタイトなものですので、まずは決定したということをご本人にお伝えさせていただいて、こちらにもあるとおり、到達主義ということもありますので、そこから発送すると時間がかかってしまいますので、最短でご本人にお渡しできるよう、基本的には 14 日以内でご本人にお渡しできるところで、基本は手渡しを考えておりますが、状況によっては郵送もとらせていただいております。
吉野委員長 57	申請から決定があつて、そして決定があつた者への通知というところがあつて、この法令の規程がありますけれども、この趣旨というのはたぶん、その行政処分が出たその当人にとってみたら、申請が通った、通らなかった、とか結果がわかるまでに時間を無駄にしたというのでは困るというのがたぶん大前提だと思いますので、そこについて過不足がないようにしていただくというふうになると思います。
58	3 番目の事例だったと思いますけれども、こちらに関しては差し障りがあつた旨のご本人からの申告があつたと、これまでの会議において聞いておりますので、そういったことが起きないようにするという、今回の回答の趣旨をそういうふうに理解してよろしいですか。
福祉課長 59	はい、そのとおりです。極力早くお渡しできるという体制ということで、チェックを行っているところでございます。以上です。
吉野委員長 60	はい、わかりました。よろしいですかね、そうすれば次の資料番号になりますけれども、9-3-6、それから 9-3-7、9-3-8、ここは境界層の関係の問題の資料、あるいは施設入所による廃止に伴う資料ということであり、これらを改めるという文字が書かれています趣旨を一応伺いますが、個人情報が判明しないような形で今回の資料を整理したということよろしいですか。

保健福祉部長 61	はい、保健福祉部長の宮地です。よろしくお願いいたします。 前回、第3回の会議におきましてご依頼いただきました、非公開資料をできるだけ公開で、ということにつきまして、個人が特定されないように精査をし、今回の資料番号9-3-6改、9-3-7改、あと11-1-2改ですね、この3つにつきまして公開資料として出させていただきました。
62	しかしながら、資料番号9-7-3ですね、分割実施該当者一覧につきましては、やはり分割開始理由や分割終了理由におきましても、個人を特定されてしまいかねない事項が記載されておりますので、非公開資料のままとさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
吉野委員長 63	はい、わかりました。この境界層の関係の資料、それから施設入所の廃止というふうにありますけれど、一応ですね、見方というか読み方と言いますか、そこについて簡単にご説明をいただこうと思います。資料番号の9-3-6ですかね、これを見て私たちが、この資料には何が書いてあってどういうふうに見たらいいのか、ということだけ簡単に説明していただけますか。
福祉課長 64	はい、まず介護境界層の資料につきましては、入所先、施設の市内外を書かせていただいて、要否判定のところでは基本的には境界層ということですので、生活保護を却下したという形となります。
65	ですので、境界層をすることによって生活保護には該当しないということで、その判断として、その方の年金と仕送りですとか、仕送りのみとか年金プラス預貯金、年金プラス就労収入、年金プラス仕送り、さらに就労収入というような形で要否判定をしたということが、一覧のところではそれぞれ書かせていただいている、年金以外の部分については、具体的に金額も書かせていただいているところです。境界層については以上です。

吉野委員長 66	施設入所の前にまず、境界層の話ですが、前回の委員会でこの中身を、私が細かいところまでは質問はしてないですよ、ここについてお伺いしたいと思いますけれども、今の要否判定の欄ですね、境界層と書かれているところと、かつこ書きで例えば平成 30 年の 1 番上のところは、年金プラス仕送り 1 万 5,000 円という記載がありますけれども、年金と仕送りがあると要否判定の上では生活保護にならないのだからこの事案については却下をしました、こういう内容ですよろしいですかね。
福祉課長 67	はい、年金プラス仕送りで、かつ境界層を適用すると生活保護には該当しないという事案になります。
吉野委員長 68	はい、失礼しました。かつ、というところがありますかね、境界層の特別の規定というふうに理解していただければと思いますけれども、こちらを見ていくとですね、例えばですが、平成 30 年のところの資料を見ておりますけれども、年金プラス仕送りで 1 番上は 1 万 5,000 円、次は年金プラス仕送りで 5,000 円と、この辺りについてはなんとなく理解ができるところではあるのですが、例えばですけれども、上から 3 番目のところで境界層とあって、かつこ仕送り 4 万 6,647 円とこういう細かい数字ですね、こちらが記載されているというのは、仕送りを 4 万 6,647 円受けるということがこの方の扶養を行う方から何か申告があった、こういう趣旨なのでしょうか。
福祉課長 69	はい、こちらにつきましては、前回県の監査の結果で指摘を受けた部分で、仕送り金額を不足額ということで書いていただいていた方につきましては、こちらで不足額を算定いたしましてその金額を元に要否判定をしたということで、ご本人から具体的にいくらという扶養届の申し入れはなく不足額を仕送りしますということの申し出があったというものになります。

吉野委員長 70	はい、そうしますと、平成 30 年のところの上から 3 番目のところの話をしていますけれども、仕送り 4 万 6,647 円とありますけれども、その扶養してくださる方から福祉事務所として受け取っていた書類は、そうすると不足額を援助いたしますと、こういう趣旨の書類があったということになるのですか。
福祉課長 71	はい、そのとおりです。
吉野委員長 72	その不足額を援助しますという書類を受け取る際ですけれども、その扶養義務者の方とは直接福祉事務所としてやり取りがされた上でその不足額という届けをいただいていたということになるのでしょうか。
福祉課長 73	はい、扶養義務者との話、届けということになります。
吉野委員長 74	この届出をいただくという作業、手続きをする場合ですけれども、概ねその金額がどのくらいになるのかというのは事前にその扶養される方には伝えていたのでしょうか。
福祉課長 75	はい、面談の際にもある程度の額は分かりますので、境界層に該当するかしれないかというところのお話から始まりますので、ある程度のお話はしていたと考えられます。
吉野委員長 76	つまり今の話でいくと、明確にそのいくらくらですというところまで算出する前の段階で面接、保護を受ける利用者の方、扶養の方が同席するような場面があって、その中でのお話というふうに聞こえましたがどうですか。
福祉課長 77	はい、そうです。施設入所者ですのでご本人がいらっしゃるかどうかはそのケースケースで分からないのですが、基本的にはその扶養義務者には説明をしているというようなことになります。

吉野委員長 78	扶養義務者の方に事前にですね、不足額という届出をいただく場合ですけど、その中で概ねの金額は伝えているということになりますが、その概ねの金額の中で例えば、このケースは上から3つ目ですけども、4万6,647円ですから5万円とか4万5,000円とかそういう数字になるわけですが、そういう大きな数字を仕送りするのが可能です、ということについてはその扶養される方からの意思というのは確認されているのでしょうか。
福祉課長 79	はい、そこは確認をしております。
吉野委員長 80	素朴な疑問ですけども、元々そういう方だとすると、その生活保護でお困りになって、そのなんて言いますか、役所にですね、保護の申請の相談に来るということの趣旨がよく分からなくなるのですが、この大きな金額を支援することが可能な方がいるということが、その事前の相談の中で分かったってということになるんですか。
福祉課長 81	はい、基本的にはこの境界層を受ける前には一般的な施設入所料を払っていて、その施設入所料が大変だということでの相談がまず介護保険の担当の方に来て、そこから話が回ってくるということで、生活が苦しいと言って直接こちらにご相談が来るというような流れではないものがほとんどということになります。
吉野委員長 82	わかりました。本来その仕送り、扶養される方がいて仕送りをするってことになるんですけども、こういう端数に渡るような数字を仕送りしたいっていう意思を持つてる人はそういないと思うんですが、その辺りはどうですか。
福祉課長 83	はい、この金額につきましては、あくまでもこちらの算定額というような計算をしていたという状況となっております。
吉野委員長 84	この境界層の関係ですけども、委員の皆様、何かお伺いになることはありますか。はい、お願いします。

川原委員 85	ちょっと質問させていただきたいと思います。先ほどの3番目の事例で円単位というのがありますが、その仕送りについてしっかりと仕送られているということを確認されておりましたか、という質問です。
86	2点目はですね、境界層という制度がありますが、かなり慎重に対応、扱わなければならない、例えば老健施設の方も多く、特別養護老人ホームの入所者もそうですけれど、やっぱり医療が必要になり入院したり、また施設に戻ってきたりするんですね、生活保護受給されないと医療扶助が受けられませんから、医療を受ける段階で生活保護を受けないとやっていけないと、やりくりができないというような状況もあったと思うんですけれど、そういう状況があったかどうかという質問ですが、よろしく願いいたします。
福祉課長 87	まず、その後の仕送り状況の確認ということでございますけれども、基本的には生活保護者ではございません、却下をしているということですので、その後の仕送りの状況というのは確認はしていないということになります。
川原委員 88	その点で現況っていいですか、1年ごとに報告をチェックしますよね、その段階で仕送りは確認できると思います。
福祉課長 89	はい、ただ具体的な仕送り額がいくらであったかというところまでの確認はしていなかったということになります。あと、医療の点ですけれども、基本的には後期高齢者の方がほとんどという形になります、医療の上限額もありますので、基本的にはその額で何か問題があるとかということはないかと考えておりますけれども、当然何か不都合があればまたすぐに相談してください、ということで境界層却下をする際にもご説明はしているところでございます。
川原委員 90	今の延長で境界層を一度却下されたけれども、いろんな事情で生活保護を申請するというケースはあったということでよろしいでしょうか。通常はあるかなと思うんですよね。

福祉課長 91	はい、当然状況が変わってくれば申請をされてそれを受けるということ はございます。
吉野委員長 92	他の委員の方は大丈夫ですか、それでは、よろしくお願いします。
新木委員 93	今のですね、この仕送りの不足額の積算というところでですね、これ今 市の担当者が話をしてこの端数まで積算するということですね、一般的 にどうでしょうかね、例えば、2 万円ぐらいまでだったら支援できるよ、 と 3 万円ぐらいだったら支援できるよ、ということになれば当然この仕 送りの申込書ですか、それについては 2 万とか 3 万とか普通そうじゃな いかなと思うんです。それについてはどのように皆さん考えていたのか、 お聞きしたいなと思ひましてお願いします。
福祉課長 94	はい、境界層の適用につきましては一般的な生活保護申請とはまた違う 流れを考えていたというようなところで、通常でしたら当然いくらもら えるとかいくら仕送りしてもらえとかっていうところはご本人からの 実額の金額を当然できる範囲のことを書いていただくわけですが、 今回の場合については、境界層については元々施設料を負担してい た方が、極力負担を下げたいというところでの話の中で、最低限このく らいであればというところをこちらから提案をさせてもらっていたとい う流れで、本来のあるべき扶養届の流れとは誤っていたというのは現時 点で県からも指摘を受け、反省しているところでございます。
小竹副委員長 95	ひとつ教えてください。平成 30 年から令和 5 年まで資料が続いていま すが、4 万 6,000 円ということで資料を見させていただくと、どうも 4 万 6,000 円、4 万 5,000 円っていう方が上の方にずっといらっしゃるよ うに思うんですね。個人情報の問題もあるかもしれませんが毎年この 4 万 6,000 円というこの方っていうのは毎回出てきているような認識でよ ろしいのでしょうか。
96	この 4 万 6,647 円、次は 4 万 6,347 円、次は 4 万 6,946 円と金額的に多 分同じ方なのかなって想像がつくんです。それはそういう理解でよろし いでしょうか。

福祉課長 97	はい、具体的に名前は今回出させていただいておりませんが、そういうことで間違いないです。
吉野委員長 98	よろしいですかね、こういう形でそれぞれ理由がありますというのは分かったところなんですけれども、そもそもこの境界層による生活保護の却下というものの件数が多いのではないかと、その他群馬県あるいは群馬県内の他の所と比べてですね、その辺りで先ほど川原委員も慎重な運用が必要な判断ではないかというようなところがあったのですが、そこに関して当時というのは平成30年から令和5年にかけてですけれども、福祉事務所内ではこの境界層で却下するというものに関して対応として、手順あるいは慎重にやるというようなことに関して何かあったのか、なかったのか、ということをお伺いしておきたいと思いますが、どうでしょうか。
福祉課長 99	はい、先ほども申し上げましたとおり、一般的な事務の流れとは別な流れで処理をしてしまっていたというところがございます。一般的な保護申請と比べると若干調査事項も、ケースとしての診断会議等も簡略化をしていたというようなところはございます。
吉野委員長 100	そうなってくると、境界層却下という判断というか、計算をしていくわけだと思いますけれども、それは担当をしてるその地区のケースワーカーさんの結論が出るわけですが、ケース会議が簡略化されるということの意味合いだけお伺いしてもいいですか。
福祉課長 101	基本的には、境界層については書面決裁というような形で、具体的な面談でこの方をどうしていこうか、通常の却下の場合でもこの却下が適切かどうかというのを面談でケース診断会議をやるのですが、境界層に関しては全て書面決裁だったということでございます。

吉野委員長 102	境界層の関係で資料番号がとびますけれども、9-3-8 というのがあります。これは前回群馬県の特別監査の中で、特にこの境界層の措置の中で扶養届について本人の筆ではないものがあると、こういう指摘が具体的にされていたことに関して、こちらからお願いしたと思われますけれども、この 9-3-8 に関して何か補足しておくこと、あるいはご説明いただくことはありますか。
福祉課長 103	はい、9-3-8 のところにつきましては こちらのほうで調べた範囲のところで他課の記事も含めて調査した結果を書かせていただいたものでございます。
104	最後のところにまとめさせていただいておりますけれども、不適切な対応となった要因ということで、先ほど申し上げたとおり、境界層措置の申請手続が事務的な処理となっていた、同住所に扶養義務者がいる際は申請書に必ず扶養届を添付しなければならないというケースワーカーの誤った認識があった、というようなことを要約して書かせていただいております。
105	本来であればこの方の場合ですと、記録のある平成 30 年ですと預貯金が 26 万 2,238 円ということでございますので、預貯金を活用して境界層適用するのか、それとも適用せずに預貯金がなくなるまで通常の介護保険料を払ってもらうべきだったかということで、不必要かつ不適切な扶養届を準備してしまっていたと、組織としても決裁時にそういった扶養届が出ていたということをチェックできなかったということです。
吉野委員長 106	平成 30 年あたりあるいは令和 2 年ですかね、この辺りの関係になっていきますと預貯金の額が相応の金額に達してるというのは明らかでして、平成 31 年のところでも多分問題が生じると思いますが、先ほどの話でいくとこの境界層却下に関する組織的な判断が、やや通常のルートにのっていないので、こういう見過ごすべきでないことが見過ごされてしまっていたとこういう分析を今はしていると、こういうことでよろしいですか。
福祉課長 107	はい、そのとおりです。

吉野委員長 108	この代筆の関係の説明がありましたけれども、こちらは委員の皆さんから何かご質問追加でございますか。はい、お願いします。
川原委員 109	代筆ですね、代筆については毎年同じ形で代筆で出ていたということですね、境界層適用の段階で施設から。
福祉課長 110	この方の場合は具体的に扶養届に代筆だというふうに書かれていた書類が残っているのは平成 30 年と令和 2 年と令和 3 年の 3 年に書かれているということですが、当然その間についても代筆をされていたのではないかとことは考えられます。
川原委員 111	1 番最初に代筆という認識があって、それが記載されていたわけですね、施設側は毎年それを承知の上で同じ担当者が対応されていた、あるいは引き継がれていた、あるいは市側も毎年それをどのように認識されていたのか、毎年出てきているわけですね。その辺の状況ですが、お伺いしたいと思います。
福祉課長 112	同一の人物が同一の施設職員がお越しになっていたかどうかというところは確認は取れてはいないのですが、職員とすると前年の資料を見てということになりますので、そこで同様の処理や受付をしてしまったということが考えられます。
川原委員 113	委員長、今の話の中でこの件については、その施設に対してやはり当委員会としても事情を聞くということが必要なのかなと思います。いかがでしょうか。
吉野委員長 114	これは委員の皆さんも同じ意見になりますかね、私たちとしても、これは 1 つの極端なケースだというふうには理解していますけれども、問題としては大きなものがある、という理解でおりますので、第三者委員会としてこのケースについては特にということになってしまいますけれども、実態を把握する意味ですね、少し事実調査をさせていただきたいというふうに考えております。
115	これにつきましては、追って手続きを取りたいというふうに思います。

吉野委員長	
116	代筆の関係ですけれども、他に委員の皆さんから何かご質問ありますか。よろしいですかね、そうしましたら境界層却下の問題ではなく、もう 1 つ施設入所による保護の廃止というのがあります。
117	これは 9-3-7 の資料になります。9-3-7 の資料ですけどこちらも最初に読み方をお聞きしたいと思いますけれども、平成 30 年のところを例に挙げて、この読み方についてどうなるかというのをまずご説明いただけますか。
保護係長	
118	保護係長の佐藤と申します。よろしくお願いします。
119	9-3-7 改の施設入所による廃止、平成 30 年度を見ていただきたいのですが、入所先が養護老人ホームで、その次は市内市外で市内や養護老人ホームに入った方で、その方から要否判定の際に年金収入のみで生活、要するに生活保護を受けずに年金収入のみで生活できるという形で要否判定させていただいて廃止になった方ということになります。
120	次が同じ年金のみで廃止になった方です。次が老人保健施設に入所された方で市外の方ですが、要否判定した結果、年金と仕送りプラス境界層を適用すれば生活保護を適用せずに生活できるということで、これは廃止という結果になります。
121	次が老人保健施設で市外に入った方で年金仕送り収入で要否判定させていただいた結果です。次は年金、その下も年金、年金という形になります。
吉野委員長	
122	はい、大丈夫です。ありがとうございます。今のような話ですけれども、これは元々生活保護だった方が市内の養護老人ホームとか、老人保健、市外の老人保健施設に入ることになったことによって生活保護が廃止になった、こういうことでよろしいですね。
保護係長	
123	はい、そのとおりでございます。

吉野委員長 124	この生活保護を利用されていた方ですけれども、その方がこういった施設に入ることに関してはご本人からの要求、要望というのがあったのですか。あるのが前提ですか。
保護係長 125	はい、まずは本人が1人の生活が大変になりまして、本人からの当然要望、それと本人はどうしても納得っていうか、入るのに拒否っていうか入りたくはないのですが、関わっている方、介護や医療のそういった方、あと障害の持った方とかそういう関わっている方の総合、当然お医者さんの判断もそうですが、本人に納得していただいて入った場合もありますし、本人が要望して入った場合もあります。以上になります。
吉野委員長 126	様々なケースが考えられるということですが、問題になっているのは多分この施設入所により廃止というのは、生活の本拠地が要するに自分の家からそうでない場所に移る、ということだと思いますので、ここに関して何らかの形で福祉事務所の方ですね、働きかけ云々というところがあったのかどうか、ひとつ関心事だと思うのですが、その辺りは利用者の方とどんな協議をしていたのかということは分かりますか。
保護係長 127	はい、当然受給者の方のご要望っていうか意思、当然それを確認させていただくのですが、当然それに沿ってこちらのほうもそういったことで支援していたのですが、入所をするにあたってそういう判定会議とかそういう会議もありまして、当然福祉事務所のみの判断とかそういうわけではなく、当然受給者の方の要望に沿って対応させていただいていました。以上になります。
吉野委員長 128	そうですね、先ほど介護境界層の資料を見ましたが、今度は施設入所による廃止でして、平成30年のところは今お話いただいたような形になるのですけれども、令和3年とか令和4年になるとほとんど境界層という表示に変わってくるのですが、この辺りについては何か変化っていうのは、どんなふうに説明していただけますでしょうか。

吉野委員長 129	先ほどの話でいきますと、境界層却下になるようなケースっていうのは元々施設に入っている方で、ある程度扶養されている家族の方がいて、その方がいろんな負担をしていく上で少しなんとかならないか、とこういうご相談に来るのがケースとしてはあります、というお話だったと思いますが、今回この施設入所による廃止の場合はですね、その方が身寄りがなくて生活保護を受けておられた方ですから、そうなるとどこかの施設に入られる時に境界層の却下になるということに関してはどのようにご本人との協議とか説明とか同意とかっていうのはあったのでしょうか、この辺りをちょっとお伺いしたいです。
保護係長 130	はい、見ていただくと先ほどの境界層は年金プラス仕送りとかそういう形だったのですが、今回の場合を見ていただくと年金プラス預貯金という形になりまして、受給者の方が施設に入りました、それでその段階でお金のない方が、預貯金がない方が多分ほとんどだと思うのですが、施設によって入所されている間に保護費が貯まってきまして、それでそれがある程度貯まったことによって、今後境界層を適用することによって、生活保護適用せずにやれる形になりますので境界層という形で廃止になるというのはあります。
131	生活保護法で施設に入って6ヶ月以上お金が貯まったりとかそういうので一旦停止なり廃止なりすることができます、できるとかそういうふうになっていましたので、ご本人の状況を確認させていただいて十分やれるということで境界層を適用させて、こういう廃止に至ったというのがあります。
福祉課長 132	はい、ちょっと補足させていただきます。基本的に養護特別老人ホームとか老人保健施設は、必ず介護保険を利用するという形になりますので、当然そうしますとそういう施設の入所者の方が多くなれば境界層を適用させて要否判定をするケースが多くなってくるということで、自分の年金とか預貯金だけで境界層をしなくても大丈夫だという方もいますけれども、ほとんどの方は境界層による廃止と同時に境界層を適用させて、翌年は保護申請をしてもらってまた境界層申請をしていくというような流れというような形となります。

吉野委員長 133	なるほど、そうすると例えば令和 3 年から令和 4 年にかけて人が増えているように見えるけれども今のような事情でいくと、同じ方がこの中にはいらっしやって件数が増えるように見えるが、そうではない。
福祉課長 134	はい、境界層が増えた理由としては、特別養護老人ホームの入所者が増えたということで翌年は毎年、この 1 回廃止になった方でたまたま足りなくて再申請する人は別ですけども、翌年はこの前段の資料の 9-3-6 のほうに入っていくというような流れになります。
吉野委員長 135	ごめんなさい、間違いました。そうですね、今のような事情でこの生活保護を利用している方が施設に入ることによって生活保護が廃止になるということですけども、先ほど川原委員からの説明、質問ありましたけれども、基本的に皆さんご高齢の方でその健康問題を抱えてらっしゃるような方の場合に不利益が及ばないかというそういう心配事項もありますが、この辺りについては本人とどのような協議になっているのですかね。
福祉課長 136	はい、当然制度のほうは説明をしておりますし、また事情が変われば改めて相談して欲しいということとはご説明をしております。
吉野委員長 137	素人の質問ですみませんが、基本的に生活保護を抜けるのでこの方は後期高齢者かもしれないけれども、国民健康保険かなんかに入るわけですよ、それでいいんですよね。
福祉課長 138	はい、後期高齢者、通常の場合ですと後期高齢者利用制度 75 歳以上の方は入って、75 歳未満の方が国民健康保険に加入することで保険料ですとか医療費の必要分についても考慮した上での廃止を決定しておりますので、基本的には何か事情が変わらない限りは、問題はないというふうには考えております。
吉野委員長 139	分かりました、それから最後にこの施設入所の関係ですけど、市内とか市外とかっていう区分がありまして、桐生市にお住まいだった方が桐生市の中の老人施設に行かれますと、あるいは市外の老人施設に行かれますというところですが、さきほどの話でいくと、ご本人としては 1 人で生活していくのがなかなか困難な事情がその他の関係者の皆さんから

福祉課長 140	色々あって、施設に入るとい話になりますが、この市内市外というところに関してはなんか選択っていうのはどんなふうにされていたのですか。
吉野委員長 141	はい、基本的にはご本人とそのケアマネージャーですとかそういった方の、もちろん親族がいらっしゃればそういった方の事情に応じて、あと施設の空室状況ですとか、その方に適してる施設とか、というところで総合的に判断されてるということで、こちら側として直接どこの施設にというようなことを関与はしていません。
福祉課長 143	はい、わかりました。施設入所の廃止の関係ですけど、委員の皆さん何かありますか。大丈夫ですか。よろしいですか。はい、ではひととおりの一応ご説明をお聞きしたということでこの資料については終わりにしたいと思います。
吉野委員長 144	それから資料番号 10 の関係ですけど、これは診断会議の 10-1-3-1、これは通常はこのような形で福祉事務所の中でケース診断会議が行われているという説明資料でよろしいですか。
福祉課長 145	はい、ケース診断会議の目的、選定、参加者と前回質問がございましたのでまず報告させていただいて、その関係資料ということで提出させていただいたという形になります。
吉野委員長 146	はい、そして資料番号の続きの 10-1-3-2 ですけど、この手引きがあって基本的にはこの手引きが国から下りてきている適正運営のための助言、指針か分かりませんが、そういう形でこれが基準になるものということでよろしいですかね。
福祉課長 147	そうです。
吉野委員長 148	続いての資料につきましても、監査の実施についての中でも、ケース診断会議について触れられているところがありましたので、参考につけさせていただきました。
福祉課長 149	そうなりますと、私たち第三者委員会としてみていく中では、これを 1 つの基準ということで理解させていただこうと思いますので、よろしくお願いします。

吉野委員長 147	続いて資料の 11 番ですけれど、こちらについては、前回分割支給のお話を事例の 1 番、事例の 2 番に関連して色々とお伺いをしました。その関係で、こちらから質問したことなどにお答えいただいたものだと思いますけれども、まず 11-1-2 でこれが改められているものということなので、こちらについて説明をしていただけますか。
福祉課長 148	はい、前回金庫の保管状況ということで資料を出させていただきまして、その中の内訳を個人名出さずに出せないかということでこちらの資料を出させていただいた形となります。残高の 1 番下に計が書いていないですけれども、1 番下の行がその月の合計額という形となっておりまして、前回報告させていただいた資料と一致するよう形にはなっております。
吉野委員長 149	そうしますと、資料の 11-1-2 改の最初のところは令和 3 年度になりますけれども、12 月というところの欄でいくと、6 万 124 円というのが 1 番下の欄に書いてありますけれども、これが前回の委員会の時に説明があった金庫の中に保管されている現金額と理解していいですか。
福祉課長 150	はい、預り金として私的なお金として預かってたその月末での金額という形になります。
吉野委員長 151	はい、そうするとここに関しては、今見てるのは令和 3 年度ですけれども、12 月分それから 1 月そして 2 月となっていて、3 月のところになりますと、欄が 13 万 2,087 円と、7 万 8,000 円というのがあって、最後に 21 万 87 円となっていますけれども、これはお二人分の預り金の合計が月末で 21 万 87 円と読んでいいですかね。
福祉課長 152	はい、そのとおりです。
吉野委員長 153	同じように見ていきますと、令和 4 年度、令和 5 年度という形で分割支給をしている人数によってこの欄のところが増減してるということでしょうか。
福祉課長 154	はい、そうです。数字のあるところが分割支給をしていた方ということになります。

吉野委員長 155	今の資料の関係ですけど、読み方としては以上ですが、委員の皆さんから何か追加で説明をお聞きすることあります。それでは、お願いします。
小竹副委員長 156	はい、預り金のところの資料ありがとうございました。前回の質問と被るところがあるんですけども、まずこの預り金の状況の金額というのは、その金庫の中から何か封筒とかがあって、そこに書かれていた金額という理解でよろしいでしょうか。
福祉課長 157	はい、基本的には金庫の中にそれぞれの方の分があってという形で、当時こういうふうに具体的に金額が合計できるような資料はありませんでしたので、あくまでも、今回作成したものということになります。
小竹副委員長 158	ありがとうございます。県の監査の時にランダムに支払った日付をつけるという、そして最終日は月末の日を入れるという慣習があった、それはどうしてという質問をさせていただきましたが、監査の帳票と、今回出していただいたものとは別と考えればいいのでしょうかね。教えていただけますか。
福祉課長 159	はい、基本的には監査のほうで見た書類については、分割支給していた方の場合は、当然その月内に支払ったということになっておりますのでそれとは別に分けて預かっていた金額を整理したものがこちらとなっております。
小竹副委員長 160	わかりました。県が見たものはきちんと月末に残額なく全部払われていたというエクセルか何の表か分かりませんが、それを見られていて、一方で運用的にはこういうことが行われていたと2つの面があったっていうことを、まず理解すればいいということですよ。
福祉課長 161	はい、そうです。

小竹副委員長 162	ありがとうございました。ランダムだった理由をもしお分かりならなければ、あとで教えていただきたいのですが、もう1つは、経理担当者が見ていたということが県の監査報告にあったかと思うんですけども、経理担当者は何を見たんですか、という質問を前回申し上げましたが、封筒があるということを見てた、中身の金額は見えていなかったということだったのですが、もう少し何を確認をされていたのかっていうのを、もうちょっと細かく教えていただきたいんですけど、封筒の数なんですか、ただ金庫の中に封筒が入っているだけでは、経理の担当者としても確認の仕方としてはすごく幼稚な感じがしますが、もうちょっと情報があれば教えていただけませんか。
福祉課長 163	はい、前回もお話しましたがけれども、預り金用の金庫というような形で管理をしていましたので、特に決まった形ではなくて、例えば年度末が近くなつた際に、本来でしたらここに整理がされているはずですので、これが残って大丈夫ですかというのを確認していただいていたということでご理解いただければと思います。
小竹副委員長 164	経理の方は預り金があるという認識はあったということですね、そしてそれが月末には払われてないものが残っていたということも認識していたという理解でいいのでしょうか。
福祉課長 165	はい、預り金があるということは承知をしていて、先ほど申し上げましたとおり、毎月末にその金庫を確認していたわけではありませんので、年度末等で声かけをしていた程度という形になります。
小竹副委員長 166	ありがとうございます。
吉野委員長 167	はい、ではお願いします。
川原委員 168	引き続き今の件なんですけども、県の監査ではランダムな日付が入っていたという指摘がありました。そのランダムがルールに基づいたランダムなのか、あるいは適当、あるいは開庁日という意味で適当な日付を、月末までの日付を入れていたのか、そしてその日付を入れていたのはケースワーカーの方なのか、経理担当者なのか、この点について伺いたいたいと思います。

福祉課長 169	はい、受領日につきましては、次の 11-1-4 の資料でも説明をさせていただいております。理由については、こちらの資料に書かれているとおりですけれども、基本的には 1 日は月末の日付を入れていて、その間のところで基本はほとんど定例支給の方でしたら、ほとんどの方は 5 日に来ますので 5 日と書くのですが、いくつかのケースについて、月末までの間を本当にランダムに入れていたということで、それは経理担当がしていたという形になります。
吉野委員長 170	今の点について他の方、よろしいですか。今のそのランダムというところの話は、経理担当の方のあくまで任意の日付が書かれていた、そこについて組織的に決定があったわけではない、とこういうふうに聞いていいですかね。
福祉課長 171	はい、特にこの日を入れなさいとかつていう組織的な決定をしていたということではないです。
吉野委員長 172	ただ、受領日にそういう日付が書かれるということになると、その日に金銭の授受があったということになるので、それはその方のケース会議というか福祉事務所内で行われているどこかでは事実関係として共有されているということになりますかね。
173	例えば、今日は 8 月か、8 月 5 日じゃなくて 8 月 21 日に受領したということがどこかの段階では皆さんの福祉事務所の中でケース診断会議で共有されるとこういう話になるのですか。
福祉課長 174	はい、受領簿につきましては、基本的には資金前渡という形でお金を事前にもらって現金払いをするという形になりますので、最後に精算をします。その精算の根拠資料にその受領簿が来ますので、当然その日付がランダムな日付になっていたということですから、実際にケース診断会議というかケース記録としていついつ送達しましたとかかつていう人の突合まではしていなかったということになりますので、実際に渡した日とその受領簿の日付のずれまでのチェックはしていなかったという状況になります。

吉野委員長 175	なるほど、聞き方が難しいのですが、実際に利用者の方にお渡しした日でもないし、実際にお金が動いた日でもない日が受領簿にあったと、こういうことが事実関係として、私たちは聞けばいいってことですか。
福祉課長 176	はい、そういう記載があったものがあったという形になります。
小竹副委員長 177	たたみかけるようで申し訳ないのですが、下手するとその受領簿よりも金庫の中に入っていた封筒のメモの方が実は現実に即していたということ、そういう理解でいいのでしょうか。
178	そういうことになりますかね、受領簿っていうのはあくまでも形式的なもので、月末締めで全部払ったという体になっていたわけですから、金庫の中のその封筒に書いてある日付、金額っていうもののほうが、実は現実に即したものだだったって理解をしていけばよろしいでしょうか。
福祉課長 179	はい、あくまでも金庫の封筒は、預り金の封筒となりますので、そこはまた別に考えていただいて、あくまでも受領簿上の記載というような形となりますので、日付ごとの、誰が受けている、受けてないとかっていうのは当然印とか分かるわけですが、その日時点の締めを後からしようというのは、できない状況となっていたということになります。
吉野委員長 180	今皆さんがこうストンと落ちないのは、ちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、架空の帳簿で実態とそぐわないので、どう理解したらいいのかわからないということを、率直にお聞きしたわけですが、そこについてはこれ以上のところは事実関係としては出てこないと理解していきたいと思います。
181	分割支給の関係でいきますと、令和 5 年の 11 月のところで残高が 0 になっていますから、この時点でその分割支給をされた方々に対しては、全て分割支給がなくなっているのと、それまで説明の中であります預り金というものがあったのは全て利用者の方に返還されたと、こういうふうに聞いて大丈夫ですか。

福祉課長 182 吉野委員長 183	はい、間違いございません。 はい、わかりました。それから資料番号で 11-1-5 財務規則っていうのがあるのですが、これは前回私が福祉事務所の中で現金の取り扱いについてのルール、規則みたいなもの、何か書類化されたものがあるのかというと、それはない、そして桐生市全般に適用されている金銭の関係のルールに従っていますということで、それがこの財務規則という、そういう趣旨でいいですか。
福祉課長 184 吉野委員長 185	そのとおりです。 財務規則、長いものになるのですが、短刀直入に聞くとこの財務規則に照らしても、先ほどから説明していただいている現金の取り扱いというのは、この規則には沿っていなかったとこういうふうに思っているのですが、そこはいかがでしょうか。
福祉課長 186 吉野委員長 187	はい、当然受領の日が違う日であったということは財務規則には沿っていないということになります。それと、私的なお金を預かっていたという部分ですが、そこは混同してはならないという部分がございますので、財務規則に照らしても不適切な部分があったというところは否めないと思います。 今日の資料の関係で、内部調査チームの資料の報告をこの後にお願いいたしますが、そこまでのところで全般的にお願いをしましたけれども、委員の皆様、他に何かご質問しておくことはありますか。大丈夫ですか。
188 内部調査チーム 189	はい、そうしましたら資料の番号でいきますと、13 番になりますけれども、内部調査チームの方のご報告というのをお願いしたいと思います。こちらについてよろしく願いいたします。 内部調査チームの高橋と申します。本日リーダーの森下が身内の不幸がありまして、忌引きとなっておりますので私の方から報告をさせていただきます。

内部調査チーム	
190	内部調査につきましては、ケース記録等の書類を調査する書類調査と、生活保護業務に従事した職員、あるいは従事中の職員に対する聞き取り調査を実施いたしました。調査期間、実施時間等については報告書記載のとおりですので説明は省略させていただきます。
191	まず、福祉課で保管されていた認印について報告いたします。福祉課に保管されていた認印の本数については、1,948 本でした。平成元年度には既に 2～3 箱の印箱があったようです。
192	その後、徐々に本数が増えていき、ケースワーカーにより代々引き継がれていたものを、平成 26 年度の厚生労働省の監査をきっかけに集約したとのことであり、その頃には現在の本数があったものと思われます。
193	次に、保管認印が増えた経緯について報告いたします。職員への聞き取り調査の結果、受給者から預かった後、受給者に返還しなかったことが主な要因であることがわかりました。
194	認印を受給者から預かった理由としては、現金支給の受給者が長期入院や施設入所により来庁できない場合に、ケースワーカーが病院や施設に生活保護費を届けることがありましたが、病状等により印鑑を管理できない受給者の場合などで、病院や施設では認印を預かってもらえずケースワーカーが預かっていた事例や、移動手段がなく来庁するのが困難な場合に、例えば紙おむつ代やメガネ代といった一時扶助の申請のため預かった事例、口座振込の受給者が生活保護法に基づく返還金を毎月支給される保護費から徴収される場合において、返還金は現金支給の形をとっていたため本人の受領印が必要でありましたが、受給者がその都度来庁しなくて済むように認印を預かった事例などがありました。
195	預かった印鑑は本来返還されるべきものですが、受給者が死亡し親族もおらず返還できない事例も含めて、返還されなかったものは多くあったようです。
196	令和 2 年度以降は、認印を預かったという事例は確認できませんでした。

内部調査チーム	
197	保護申請時に手持ち金がなく認印を用意できない、現金支給時にほとんど認印を用意してこない受給者がおり、受給者の許可を得てケースワーカーが購入し保管していた事例もあったようですが、受給者の許可を得ていたことが分かる文書等は確認できませんでした。
198	次に、どのような時に保管認印が使用されていたかについて報告します。書類調査では、保管認印の印影と、保存されている平成 30 年度から令和 5 年 12 月までの現金領収簿に押印されている印影とを目視で比較する方法で調査いたしました。
199	その結果、福祉課による調査結果の 86 世帯以外に、入院で、生活保護費が減額となった場合に生じる返還金に関して、職員が押印したものが 10 世帯ありました。
200	また、職員への聞き取り調査により、どのような場合に保管認印を使用したか調査したところ、長期入院や施設入所の受給者が毎月の生活保護費を受ける際の領収印をもらう際には、先ほど申し上げたとおり、受給者から印鑑を預かり、押印していたが、印鑑を預かれない場合には、本人了承のもと、保管認印を使用していた事例、長期入院や施設入所の際に必要となるおむつ代など、一時扶助の申請は本人が行うことになっていたが、病状等により押印をしてもらうことが困難な場合に、保管認印を使用していた事例などがありました。
201	保管認印の使用が多くなった契機としては、生活保護法第 63 条や法第 78 条に基づく返還金を生活保護費から徴収する際に受領印として使用したことが大きいことがわかりました。
202	法第 63 条返還金は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合に返還するもの、法第 78 条徴収金は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合に徴収されるものです。
203	法第 78 条の 2 において、法第 63 条返還金及び法第 78 条徴収金は、受給者が申し出た場合には、生活の維持に支障がない範囲で生活保護費から徴収することができる、天引きできる旨が規定されています。

内部調査チーム	
204	福祉課がこれまで行っていた手続きでは、口座振込の受給者に対して、返還金にあたる金額を現金により支給する方法をとり、それを返還金として受給者から受領していたため、受給者の受領印を必要としてきました。
205	しかしながら、法で生活保護費から徴収することができる旨が規定されていることから、一部については、現金支給という方法ではなく、受給者の受領印を必要としない別の方法を探ることもできました。
206	保管認印を使用することについてどう考えていたかという質問に対しては、口座振込の受給者に対して、わざわざ返還金部分の受領印を押してもらうために来庁してもらうという受給者の負担軽減を図るということと、ケースワーカー自身の事務負担軽減を図るために必要であると考えていた職員もいました。
207	若い職員は先輩職員から処理方法を教えられ、保管認印の使用について特に疑問に思わなかったとの話もあったが、問題と感じていた職員も半数以上いました。
208	次に、分割支給について報告いたします。分割支給していた件数についてですが、福祉課調査の 14 件以外に分割支給していた事例がないか、882 世帯、令和 5 年 11 月現在において生活保護受給中の 469 世帯、過去 5 年間の保護廃止世帯 413 世帯の合計になりますが、そのケース記録の記載内容の確認を行いました。
209	調査の結果、1 件について分割支給に関する記載が確認できましたが、14 件に含まれるものの 1 件になりますが、それ以外に確認することはできませんでした。
210	分割支給を行っていた時期ですが、福祉課調査では、令和 3 年度 3 世帯、令和 4 年度 4 世帯、令和 5 年度 7 世帯とのことですが、職員への聞き取り調査の結果、それ以前にも分割支給が行われていたことが確認できました。

内部調査チーム	
211	平成 15 年度頃には既に行われており、平成 30 年度までは継続的に行われていたようです。件数は年度によりばらつきがありますが、少ない時で 2～3 件、多い時には 7～8 件であったようです。
212	なお、以前から分割支給に関するケース記録への記載は行っていなかったようです。
213	分割支給を行っていた理由についてですが、職員への聞き取り調査の結果、アルコール依存やギャンブル依存などによる浪費癖があり、生活保護費をもらうとすぐに浪費してしまうことから生活指導のために行っていた事例が最も多く、その他、公共料金、家賃等に滞納があり、返済のために本人との相談により行っていた事例、引きこもりを防止するために外出機会の創出のために行っていた事例、知人にお金を搾取されてしまうために本人の申し出により行っていた事例などがありました。
214	なお、実際に保護支給日の 2～3 日後にお金をすべて使ってしまったのでどうにかならないか、翌月の保護費を前借りしたいとの相談も多くあったようです。
215	分割支給により月満額を支給していなかった事例についてですが、職員への聞き取り調査の結果、アパート退去時の清掃費を貯めるために満額支給しなかった事例、公共料金、携帯電話料金の滞納があり、返済のために満額支給しなかった事例などがありましたが、最近の事例では、分割支給の金額ありきで考えていたため、結果として月額に満たなかったとの話もありました。
216	なお、平成 15 年度から平成 21 年度頃までは、週 1 回または 2 週に 1 回の分割支給がほとんどで、月額を分割する形をとっていたため満額支給しない事例はなかったようです。
217	続きまして、生活保護費の支給遅延についてですが、職員へ聞き取り調査の結果、福祉課調査結果の 2 件以外に、支給が遅延した事例は確認できませんでした。

内部調査チーム	
218	続きまして、10年間で保護世帯数が半減している理由等について、平成23年度から令和3年度までの10年間で保護世帯数が半減している理由をどう捉えているか、生活保護の申請をさせないよう、いわゆる水際対策が行われていなかったか職員への聞き取りを行いました。
219	本市の生活保護世帯数は、平成23年度がピークで903世帯、保護率も0.97%と県全体の0.66%を大きく上回っています。
220	平成20年度に起こったリーマンショックの影響により、平成21年度には申請件数や生活保護世帯数が大幅に増えましたが、同時期に保護係で4人の職員が病気休暇に入り、申請時の十分な調査や受給者への必要な生活指導を行うことができない状態であったようです。
221	平成22年度には、病気休暇の職員に替わり、5人の職員が配属されましたが、申請件数や保護世帯数は増え続け、前年度から滞っていた事務処理も含め、業務が落ち着くまで2年ほどかかったとのこと。
222	平成24年度頃からは、生活保護の適正化を図ろうということで、受給者の自立に向けた就労支援や、本来なら年金を受給できる受給者への手続きなどを強化するとともに、これまでも行ってきた他法他施策の活用も徹底したとのこと。
223	このような取り組みを続けた結果、生活保護世帯数が減ってきたのではないかと考える職員が多くいました。また、高齢者の死亡を挙げる職員も多くいました。
224	また、上司から保護件数や、新規申請を抑えるよう指示を受けたことがあったかとの質問に対し、指示があったと答えた職員はいませんでした。しかしながら、明確な指示はなかったものの、就労可能な人や他法他施策を活用できる見込みのある人は、そちらの調査を優先したため、結果的に申請に至らないケースもあったとのこと。

内部調査チーム 225	その他となりますが、内部調査チームで令和 6 年 5 月 20 日から令和 6 年 7 月 10 日までの聞き取りの他、別途聞き取りを行ったところ、平成 26 年度と平成 29 年度に厚生労働省の監査があり、群馬県の令和 5 年度生活保護施行事務監査、特別監査において指摘された、保護申請に条件があると誤解されるような制度説明や助言等、申請権の侵害が疑われるような行動は厳に慎むこと、保護廃止に際しては、その後に安定した生活を送ることができるか確認を行うこと、といった是正改善事項と同様のことが当時も指摘されていたことがわかりました。以上になります。
吉野委員長 226	はい、ありがとうございました。今の資料はありますけれども、もう 1 つですね、皆さんのほうには配布資料がございませんけれども、追加のご報告いただけると聞いておりますので、よろしくお願いします。
人材育成課長 227	はい、それでは退職者のヒアリングの進捗状況につきまして、人材育成課長より報告させていただきます。
228	まず、調査の目的ということですが、生活保護業務における不適切な事務処理があったことについて、市役所内部における第三者的な立場から調査及び検証を行うということになっております。
229	次に、ヒアリングの対象者です。平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間に於いて、保健福祉部長もしくは福祉課長を経験したことのある元職員を対象としました。対象者は 5 名です。
230	ヒアリングの実施場所ですが、本庁舎 3 階特別会議室にて行いました。
231	実施期間は、令和 6 年 7 月 18 日から 7 月 26 日のうち 3 日間です。
232	ヒアリングの実施者ですが、副市長、総務部長の 2 名であり、書記として人材育成課長、また課長補佐にて対応をいたしました。

人材育成課長 233	最後、調査結果ということですがけれども、内容につきましては既に第三者委員会の方へ報告済みでございますけれども、報告書を作成するにあたって個人情報等について精査する必要があるため、報告書につきましては次回以降に提出する予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。
吉野委員長 234	はい、ありがとうございます。そうしますと、主に今回取り上げますのは、内部調査チームの結果のほうで、退職者ではなく、在職されている方の関係になります。こちらについて今ご報告をいただきましたけれども、委員の皆様で追加の質問、はい、お願いします。
川原委員 235	はい、調査ご苦労様でした。素朴な疑問で細かい話になるかもしれませんが、内部調査の２ページ目、(2)からの継続で７行目ですかね、受給者の許可を得てケースワーカーが認印を購入したことがあった、これはどんな費用で購入をされたか、それと３ページ目で、２の生活保護費の分割支給の(3)で分割支給を行っていた理由の４行目、引きこもりを防止するため外出機会の創出のため行っていた事例、これのもう少し具体的な詳細の説明をいただきたいと思ひます。
236	それとその下、(4)分割支給により月満額を支給していなかった事例の３行目、アパート退去時の清掃費を貯めるために満額支給しなかった事例があると、今は分割支給はされてないとのことですが、これまで被保護者に対して指導されていた、というルールがあったのかどうかというですかね、それについて細かい点ですがお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。
吉野委員長 237	はい、お答えいただけるところ今ありますか。
川原委員 238	印鑑を購入したその経費です。
内部調査チーム 239	そちらについて答えます。一点目については、私の方からお答えします。聞き取りの範囲ですが、ケースワーカーのポケットマネーです。
川原委員 240	自費で。

内部調査チーム 241 吉野委員長	はい。
242	はい、2 つ目の分割支給の関係で、引きこもり防止というような説明があったということですし、それから、アパートの退去時の清掃費を貯めるという指導もあったようなことがありますけど、この辺りについて何か補足で説明いただけることはありますか。
内部調査チーム 243	表現が分かりづらくて申し訳ございません、引きこもりを防止するために外出機会の創出のためというところですが、分割支給で来庁していただくことによってご本人、引きこもりがちな方ですね、外出機会を作るという意味で行っていたということです。
244	その次のアパート退去時の清掃費を貯めるために満額支給しなかったということ、当時そのような指導があったということになります。
川原委員 245	一般的に。
内部調査チーム 246	一般的にあったということがわかりました。
吉野委員長 247	はい、ありがとうございます。他委員の方から今の報告について聞いておきたいことございますか、よろしいでしょうか。はい、お願いします。
小竹副委員長 248	はい、今のご報告の2 ページ目の1 番下に認印の使用について問題があったと感じていた職員も半数以上いた、やっぱり問題だよねっていうのは思ってたんじゃないかと思うかと思えますね。一方で、リーマンショックでマンパワーがひどく落ちてしまったということもこの4 ページに書かれているかと思えます。
249	つまり、ある時期いきなりこうマンパワーが減ってしまうんだけど、そういう何か認印とか、そういう実務上のある意味悪い慣習が引き継がれてしまっているということになっているのかな、という理解をしているのですが、これは何か強いコントロールがあったのかどうか、もしヒアリングの中で受け取られたことがあったら教えていただきたいとこですかね。なかなか難しいでしょうか。

内部調査チーム 250	その点についても、上司が指示をしたというよりは、代々慣習というか、事務の効率化あるいは受給者の方の負担軽減ということで当然他人の判子を無断で使用する行為ですから最初は皆抵抗があったんですけども、事務をこなすために仕方なくやっていたということです。
小竹副委員長 251	たたみかけて申し訳ないのですが、調査された中でやはり実際にはそういうことはやってはいけない、でも事務的に効率を求めると、ということですけども、ただ、他の自治体もそうなのかなって、やはり疑問になってしまいますよね。
252	他の自治体でもマンパワーが足りないところはそうされているのかな、でも、それを本当はやってはいけないことだけど、運用上やってしまっていたということなんでしょうかね。
253	やはり体調の悪い方だと認印がもらえないとかいろんなパターンもあるので多分このヒアリングの対象の方っていうのは一生懸命働いていらっしゃるのかもしれませんが、働いてらっしゃるのでしょうけれども、仕事に埋没してしまっているというか、周りが本来やるべき手順でやるかっていうのを、どうも忘れてしまっていたような印象を受けるのですが、その印象っていうのはヒアリングされてどういうふうに感じられたか、教えていただけるとありがたいのですが。
内部調査チーム 254	そうですね、ご指摘のとおり状況はあったと思います。他の市の状況を比べてっていうところですが、もしかすると、返還金の話ではそうですけども、印鑑が本来必要じゃなかったもので、前からの慣習で押していたということが事務に埋没されるあまりという話がありましたけれど、そういう状態があったのではないかと思います。
吉野委員長 255	他、よろしいですか、内部調査という形で職員の協力を得ながらやっていただいたということになりますので、これだけの人数の方からですね、事実確認をしていただいたというのは非常にありがたいことだと思います。

吉野委員長	
256	それから、中身になりますけれども、皆さんよろしくないということは承知の上で事実関係についてご説明いただいたということで、これは貴重な資料になると思います。
257	私の個人的な感想でいくと、2 ページ目のところで例えば 63 条とか 78 条の返還金の取扱いのためにというのは、かなり本末転倒な気がいたしまして、元々これは不正受給との関係でお金を返してもらうために職員が不正をしているっていう構図だと思いますので、組織の中で福祉事務所の中でうまく処理が機能していないというのは非常に残念なことだなというふうに思いました。
258	ただ事実関係としてこのような形で印鑑が増えていった経緯があるということが分かったというのは一つ解明していただいたことになると思いますので、私たちの委員会の判断の中でもこれは使わせていただくことになるのだろーと思います。
259	それから分割支給の関係につきましても、率直なところを聞き取っていただいたということで非常にありがたい話だと思います。
260	元々分割支給が必要な方と言いますか、生活保護に陥ってしまう事情にもよるかと思いますが、ご当人の方の生活能力とかですね、あるいは、その持って生まれた特性であるとか、病気の関係であるとか、金銭管理が苦手な方というのはいるというのは常識的に考えられるところですので、そういった方に対してケースワークということでいろいろと尽力をするというのが本来望ましい姿で、きっとそういう善意から出た制度なのかな、始まりはですね、そういったところだったのかなという気もするのですが、本来渡すべき保護費全額を渡さなくなったとか、その辺のところの経過がもう少し分かるとありがたいなと少し思ったというところであります。
261	それから、保護世帯数が減少していることに関しての明確な理由というのは、なかなか職員としても分からないということがあったということは分かりますので、この中でいろいろ分析されていることに関しては資料上でどうなっているのか、そういったところで後で追加で説明していただければ教えていただければというふうに思います。

吉野委員長 262	最後のところに出てきています、少し古い情報になるけれども平成 26 年と 29 年の厚労省の監査の結果ですかね、こちらについては後で追加の資料としてご提供いただけるとありがたいかなというふうに思いました。
263	一応内部調査の関係ですけれども、今ちょっとお話ししました点についてはご対応を検討していただけますか。
人材育成課長 264	はい、今いくつかご要望承りましたので、検討させていただきます。
総務部長 265	すいません、私のほうから内部調査の関係で一点。
吉野委員長 266	はい、お願いします。
総務部長 267	内部調査関係でいろんな方から、職員が職員を調査するというのでは信憑性がないのでは、と問われることは分かっています。そういう中で今回やらせてもらった経緯は、あくまで本人の個人情報を出さない形で率直に語ってほしいということでやらせてもらいましたので、職員の言っていることは、それなりの事実に基づいていると私は認識しています。全てが分かったかどうか分かりませんが、そういう姿勢で望んでいたということだけは理解いただきますようお願いします。
吉野委員長 268	はい、ありがとうございます。今内部調査の関係で冒頭第 1 回目の時にも私も少しお話ししたと思いますけれども、職員の方の個人責任が追求されるような形ではなくて、これはあくまでも事実がどんなことだったのかというのを解明した上で、これからの生活保護行政に役立てるということだと思いますので、そこにご協力いただいたというのは大変ありがたいことだと思っています。
269	一つだけ私の個人的なお願いで以前にも少し言ったことがあるかもしれませんが、私が思っているのは公務員の方って基本的に真面目な方が多くて、なんて言いますか、一生懸命やられている方だというふうに理解してまいしてですね。

吉野委員長	
270	今のご報告の中にもありましたけれども、この違和感をその方が持った時におかしいのではないかと言える、制度的な保障というか、端的に言う内部通報ということになりますけれども、内部通報の制度なのか、あるいはそうでなくても、もう少し風通しを良くするところなのか、その辺りについて少しご検討いただけたらありがたいなというのはお願いとして差し上げたいと思います。
271	この内部調査の関係ですけど、質問事項というのは他にございますか、なければこれで一応公開の部は一区切りとさせていただこうと思いますけれども、よろしいですか。はい、そうしますと今日お配りいただいた資料の関係につきましては、ただいまご報告いただいた内部調査の件も含めまして全てこれで終わりになったということになります。
272	この他、市のほうで何か追加の点というのはございませんかね、はい、そうしましたら本日の第三者委員会の公開の議事についてはこちらで終えたいと思いますので、事務局の方から連絡お願いいたします。
事務局	
273	事務局より連絡事項です。 次回、第5回第三者委員会は、令和6年10月7日月曜日午後2時より美喜仁桐生文化会館スカイホールBで開催予定です。
274	一般傍聴席のご用意は40席になる予定です。 傍聴に関するご案内を含め開催概要が、正式に決まりましたら改めて桐生市のホームページに掲載をいたします。
275	また日程等の変更がある場合は、令和6年9月30日月曜日までに桐生市のホームページでお知らせいたします。
276	また今後のスケジュールについては桐生市のホームページでも確認いただけます。
277	ただし急な変更等ある場合もございますので、必ずホームページの更新状況をご確認いただくか、もしくは事務局へお問い合わせをいただいた上でお越しいたきますようお願いいたします。

事務局	
278	お問い合わせ事項などございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。
279	なお事務局は、人材育成課内に設置しておりますのでよろしくお願いいたします。
280	本日の委員会の議事録は、桐生市のホームページにてご確認いただけます。
281	準備にお時間をいただきますのでご了承をお願いいたします。
282	報道関係者の方にご連絡です。 桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会傍聴要領第 12 条に基づき、委員長より報道関係者の方の質疑応答に関して第 4 回委員会内においての許可を得ております。
283	ただ今より 15 分間になりますが、委員の皆様に質疑のある方は挙手の上、指名をされた方より報道機関名をお伝えいただきお話をお願いいたします。
284	なお、今回は検証委員会ですので 委員の方への質問とさせていただきます。質問の内容に関しても本委員会の所掌事務に関する内容をお願いいたします。
285	また、質疑応答に関する部分は議事録には掲載いたしませんので、よろしくお願いいたします。
286	傍聴の皆様の中でご退席を希望される方は、傍聴札をお手数ですが出入口にございます事務局係員にお渡しいただき、お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。

事務局 287	それでは、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
288 吉野委員長	時間も参りましたので、以上で質疑応答は終了させていただきます。
289	それでは、今回の公開の部の第三者委員会については、以上を持ちまして終了させていただきたいと思います。また次回よろしくをお願いいたします
事務局 290	これで第４回第三者委員会第１部を終了します。委員の皆様は第２部開催までお待ちください。
291	冒頭にもお伝えいたしましたが、第２部につきましては個人情報扱うため非公開になります。傍聴の皆様のご退出をお願いいたします。
292	第２部の内容に関しましては議事概要となりますのでよろしくお願いします。
293	事務局へのお問い合わせは、本日は１５時から１７時１５分明日以降は平日８時半から１７時１５分までになります。
294	傍聴の皆様、お忘れ物のないようどうぞお気をつけてお帰りください。
	(終)